



オーストラリアの知的財産権を支える先進的な法制度

TMIのシドニー拠点

TMI総合法律事務所は、2025年3月から2026年3月まで「シドニーデスク」（私が現地法律事務所に出向）を設置し、2026年9月上旬（予定）の「シドニーオフィス」の開設を目指して準備を行ってまいりました。日本の大手法律事務所としては初めてのオセアニア拠点になります。シドニーはオーストラリアの商業の中心地であり、知的財産権を取扱うプロフェッショナル・ファームもシドニーの中心街に多く集積しており、TMIのシドニー拠点も中心街の一等地に位置しています。



ハーバーブリッジから望むオペラハウスとシドニー中心街のビル群

オーストラリアは移民が多く、世界の主要先進国の中でも随一の人口増加率を誇っており、また、世界各国からの留学生や観光客も多いことから、街は常に多様性に富み、新しいものを取り入れていく活気に溢れています。

世界に先駆けるSNS規制とAIの取組み

オーストラリアと言えば、世界に先駆け

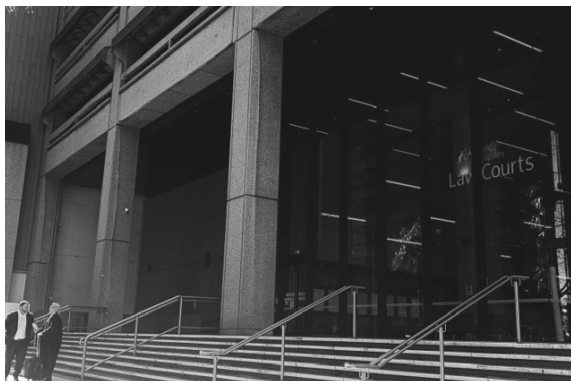
て、2025年12月から16歳未満の未成年者に対するSNSの規制を導入したことをご存じの方々も多いと思います。この規制に対しては抜け道が多くて規制が機能していないなどの批判も多いところですが、未成年者を保護するためには失敗してもいいからまずやってみようというオーストラリア人のおおらかさや進取の気質が表れているように感じています。英国やEUレベルでも議論が行われている規制が、紆余曲折を経ながら豪州社会に定着していく未来が透けて見えるようです。

また、オーストラリアは、AIに対する取組みでも先進的と言えます。オーストラリア政府は、「オーストラリアのためのAI」、「AIの未来にオーストラリアが形作られるのではなく、オーストラリア自身が未来を形作る」とし、AIによるインターネット上でのテキストやデータ収集を原則として著作権侵害として取り扱い、権利者を保護する方針を示しています。この点、AIによるテキストやデータの収集を例外として許容する方向性採っているEUや日本といった主要国と異なっています。また、単に規制するだけでなく、ライセンスと補償金の枠組みを整備することで適切なAIの活用の道も開こうとしている点がバランスの取れたアプローチであり、画期的と言えます。

イノベーションを支える知財裁判制度

オーストラリアは、世界でも評価の高い大学などの高等教育機関を背景に、サイエンス・研究開発分野におけるイノベーションの推

進にも力を入れています。このイノベーションを支え、研究成果や発明を適切に保護するための法制度として、オーストラリアの連邦裁判所の知財訴訟制度があります。知的財産法は連邦法ですので、各州の州裁判所ではなく連邦裁判所で取り扱われます。シドニーにおける連邦裁判所のビルはTMIのシドニー拠点から歩いて10分ほどのところにあります。



連邦裁判所NSW州地区登録所が入るLaw Courts Buildingの外観

オーストラリアの連邦裁判所における知財訴訟は、米国やEUよりも効率化されており、早期かつ安価に紛争解決が可能との評価がされています。米国のようなディスカバリー（当事者相互に自己の保有する関係証拠を開示）制度もありますが、開示対象がより絞られることにより、負担や費用が抑えられます。また、弁護士費用についてはいわゆる「敗訴者負担」の制度（敗訴側当事者が勝訴側当事者の弁護士費用を合理的な範囲で負担する制度）になっていますので、大規模な訴訟において勝訴の見込みがある当事者にとっては魅力的で利用しやすい制度になっています。

サイトブロックと輸入差止め

また、日本にはない知財保護の制度として、オンライン上の著作権侵害を防止するための裁判所の命令に基づき違法サイトへのサイトブロック（違法サイトへのアクセスを遮

断する措置）が大いに活用されています。

さらに、訴訟外の知財保護に関する制度として、知的財産権侵害を理由とする税関での輸入差止め制度も発達しています。Notice of objection（異議の通知）という文書を当局に提出することにより、ブランドや商標だけでなく、著作権侵害の可能性がある物品も税関に押収させることができます。この制度では、知的財産権を保有していることを証明すれば、申請費用がかからず、4年間有効となりますので、知的財産の権利者にとって比較利用しやすい制度といえます。

最後に

オーストラリアは、大らかなお国柄ではありますが、日本に比べて当局の法執行も積極的に行われる傾向にあり、また、弁護士の数も多いことから、日本よりも法化された社会であると言えます。シドニーに常駐している強みとして、そういった肌感覚もお伝えしていければと考えています。



街の中心を走るGeorge Streetの路面電車

筆者紹介

長井 真之 Masayuki NAGAI

02年弁護士登録、TMI総合法律事務所入所、09年米国NY州弁護士登録、12年豪州ソリシタ弁護士登録
専門分野 国際法務、海外M&A、不正調査・紛争対応等
趣味 ワイン、写真